

■**府税事務所**

（平成30年4月1日現在）

お問合せ先

（注）軽油引取税等とは、軽油引取税、利子等に係る府民税、特定配当等に係る府民税、特定株式等譲渡所得金額に係る府民税、府たばこ税、ゴルフ場利用税、鉱区税、狩猟税及び宿泊税をいいます。

■**大阪府域地方税徴収機構**

大阪府では、地方税収入未済額のさらなる縮減を図るため、大阪府と大阪府内34市町との間で「大阪府域地方税徴収機構」を設置し、府及び



市町職員が共同して積極的な徴収を行っています。

■**大阪自動車税事務所**



(注)　軽自動車に係る自動車取得税については、次へお問い合わせください。

大阪ナンバー該当区域の場合は、072-604-2772（軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所内 自動車取得税担当）

和泉・堺ナンバー該当区域の場合は、072-273-1066（軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所内 自動車取得税担当）

なにわナンバー該当区域の場合は、06-6612-2181（軽自動車検査協会 大阪主管事務所 自動車取得税担当）

■**本庁**



★上記お問合せ先のファックス番号は、お問合せ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんので、ご注意ください。

★間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう、ご注意ください。